

令和8年度
サポート高松周辺における県産品マルシェ運営事業補助金
募集要領

令和8年2月
香川県交流推進部県産品振興課

1 事業趣旨

香川県には、温暖な気候風土と生産者の努力により、多品種で高品質な食材が数多くありますが、小ロットのため実際に接し食する機会が少ないことから、県内外におけるその認知度はまだまだ低いという課題があります。その魅力をより多くの県内外の方に情報発信するとともに、実際に体感していただくことにより、振興につなげていくことが必要です。

瀬戸内海の島々をつなぐ窓口で、観光・交通のハブであるサンポート高松周辺において、生産者が旬の野菜や果物、加工食品や県産食材を使用した料理など「香川の食」を直接対面でPR販売するマルシェ（欧風産直市）を実施する事業に対して補助を行うことにより、県産品の認知度向上や振興、県産品生産者・製造者の商品開発促進、県内外からの交流促進を図ります。

2 募集事業

次に掲げる要件を満たす事業とします。

- (1) 高松港周辺であるサンポート高松を会場とし、県産の農産物や加工食品、県産食材を使った料理や工芸品などを、生産者や製造者が直接対面で販売する欧風産直市を企画し運営する事業。なお、事業の名称は「さぬきマルシェ in サンポート」とする。
- (2) 原則として、交付決定後速やかに事業運営が開始され、令和9年3月まで、年12回以上（原則として月1回以上）開催されるものであること。
- (3) 県の他の事業や市町など公共性の高い事業との連携を行うものであること。
- (4) 他からの委託、補助対象となっている事業ではないこと。

3 応募対象者

次に掲げる要件を満たす法人とします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人は、補助事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 香川県内に本社（本店）、支店、営業所等の事業所を有している法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式1） 1部
- ② 企画提案書 7部
- ③ 応募者の概要がわかる書類（様式任意） 1部
・ 会社案内、パンフレット等によることでも可とします。

- ・過去5年以内の当該業務と同等の業務実績について記載してください。
- ④ 香川県税等（全ての税目）に滞納のない旨の証明書 1部
 - ・応募申込書の提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限ります。
 - ・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明してください。
- ⑤ 決算状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） 1部
- ⑥ 登記事項証明書 1部
 - ・応募申込書の提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限ります。
 - ・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明してください。
- (2) 受付期間 令和8年2月13日（金）から令和8年3月12日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15
- (4) 提出方法 持参又は郵送 ※受付期間内必着
- (5) 提出先 香川県交流推進部県産品振興課（下記9 参照）
- (6) 留意事項 企画提案に要する経費は応募者の負担とし、提出された応募申込書等は返却しません。

5 質問の提出及び回答方法

質問がある場合は、質問書（様式2）にて令和8年2月20日（金）までに、下記9あてに電子メール又はFAXにより提出してください。各応募者からあった質問事項は、令和8年2月25日（水）までに応募者全員に電子メール又はFAXにて回答します。

6 補助内容

(1) 補助対象事業

応募のあった企画提案のうち、最も優れていると選定された事業企画

(2) 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する次の経費

- ① 事業実施に係る人件費（企画運営管理、設営撤去、警備、企画・調整連絡事務、経理・会計事務など当事業の業務に従事した部分に限る。）
- ② 事務経費（消耗品費、通信運搬費、保健所等申請費、保険料、駐車場代（事務局及び出店者分）、会場使用関係経費（警察道路許可申請含む）、印刷製本費、広告宣伝費、機器借上費、貸出物品保管及び運搬経費）
- ③ その他共通経費等、補助対象事業の実施に必要な経費であって、知事が特に必要と認めた経費

(3) 補助金の額

補助対象経費の総額から、補助対象事業の実施により得られた収入の総額を差し引いた額の範囲内とし、17,000千円を上限とします。

(4) その他

テントや発電機等、県所有の物品の使用を希望する場合は、交付決定後に県と物品貸付契約を締結し、それに基づき利活用することができます。（貸出可能な物品は別紙参照。）

7 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき令和8年3月18日（水）に選定委員会を開催し、応募者のプレゼンテーションにより補助事業者を選定します。企画提案内容について、(2)の審査項目及び(3)の評価基準に基づき審査し、最も優れた企画提案を補助対象事業として決定します。なお、必要に応じて審査期間中に追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査項目と配分

審査項目	配分 100	審査のポイント
効果性	40	・ 事業趣旨に合っているか ・ 開催日時・回数や販売以外の企画が効果的な内容となっているか
実現性	20	・ 事業内容、運営体制が具体的であるか ・ より多くの集客が見込める提案になっているか ・ 法令等を遵守しているか
安全性	20	・ 安全性が確保できているか ・ 危機管理体制に不備はないか
適格性	10	・ 経営基盤が確立しており、事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有しているか。また、人員・組織体制が整っているか
将来性	10	・ 将来、自主運営につなげる意欲・見込みはあるか

(3) 評価基準

採点の目安と審査項目ごとの評価ウエイトは次のとおりです。

- 5点　： 非常によい（効果的な）内容である
- 4点　： よい（効果的な）内容である
- 3点　： 普通
- 2点　： 劣った内容である
- 1点　： 非常に劣った内容である

(4) 補助事業者の決定

- ① 各選定委員が評価した得点（以下「評価点」という。）の合計が最も高い応募者を補助事業者として決定します。ただし、評価点の平均が60点以上の場合とします。
- ② 合計点が最も高い応募者が2者以上あるときは、「効果性」の点数が高い応募者を補助事業者として決定します。「効果性」の点数が同得点の場合は、選定委員の協議により決定します。
- ③ 応募者が1者の場合は、評価点の平均が60点以上で補助事業者として決定します。

8 留意事項

本件は、当該事業に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じます。

9 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県交流推進部県産品振興課 食事業・情報発信グループ 担当：渡邊

TEL：087-832-3383 FAX：087-806-0237

E-mail：ve4355@pref.kagawa.lg.jp

10 スケジュール

- 2月13日（金） 公募開始
- 2月20日（金） 質問の受付締切り
- 2月25日（水） 質問への回答
- 3月12日（木） 公募終了、企画提案書受付締切り
- 3月18日（水） 選定委員会
- 3月25日（水） 選定結果通知
- 4月1日（水） 交付申請受付開始